

(仮称) 町田市里山環境活用保全計画策定検討委員会設置要綱

第 1 設置

(仮称) 町田市里山環境活用保全計画の策定に関し、市民等の意見を聴取するため、(仮称) 町田市里山環境活用保全計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第 2 役割

委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) (仮称) 町田市里山環境活用保全計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第 3 組織

- 1 委員会は、委員 14 人以内をもって組織する。
- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

第 4 委員の任期

- 1 委員の任期は、委員会が第 2 の規定による報告をしたときまでとする。

第 5 委員長及び副委員長

- 1 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第 7 庶務

委員会の庶務は、経済観光部農業振興課において処理する。

第 8 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、2021年5月10日から施行する。
- 2 この要綱は、2022年3月31日限り、その効力を失う。

#### 別表（第3関係）

学識経験を有する者 3人以内

町内会・自治会の代表 5人以内

田中谷戸街づくり協議会の代表 1人

小山田中部街づくり協議会の代表 1人

特定非営利活動法人小野路街づくりの会の代表 1人

株式会社町田新産業創造センターの代表 1人

一般社団法人町田市観光コンベンション協会の代表 1人

町田市農業協同組合の代表 1人